



2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例の制定等について

令和4年1月27日
本部事務局

1 目的

大阪・関西万博への関西パビリオンの出展にあたり必要となる条例の制定及び改正を行う。

2 制定及び改正する条例

(1) 制定

- ・ 関西広域連合 2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例

(2) 改正

- ・ 関西広域連合事務局設置条例

3 条例案の概要

(1) 関西広域連合 2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例（制定）

① 制定の趣旨

関西パビリオン設置運営事業に対する府県市民等からの寄附への対応、参加府県からの負担金の使途の明確化を図るため、基金を設置する。

② 条例案の概要（詳細は別紙1のとおり）

- ・ 関西パビリオン設置運営事業に要する経費に充てるため、2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金を設置する（第1条）
- ・ 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする（第2条）
- ・ 基金は、関西パビリオン設置運営事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる（第6条）

(2) 関西広域連合事務局設置条例（改正）

① 改正の趣旨

関西パビリオン設置運営事業は、広域観光・文化・スポーツ振興（規約第4条第1項第3号）や広域産業振興（同項第4号）に関する事務であるが、万博への機運醸成の取組や各構成府县市での万博連携事業等との調整を一体で進めるため、本部事務局で事務を実施する。

② 条例改正案の概要（詳細は別紙2のとおり）

広域観光・文化・スポーツ振興局及び広域産業振興局の事務から関西パビリオン設置運営事業に関する事務を除くとともに、本部事務局の事務に関西パビリオン設置運営事業に関する事務を加える（第2条第1号、第3号及び第4号）

4 今後の予定

令和4年3月5日 広域連合議会に条例案上程

第 号議案

関西広域連合2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例制定の件
関西広域連合2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例を次のように定める。

令和4年3月5日

関西広域連合長 仁 坂 吉 伸

関西広域連合条例第 号

関西広域連合2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例案
(設置)

第1条 関西広域連合が、令和7年に開催される国際博覧会において設置し、運営することを旨とするパビリオン（国際博覧会において設けられる展示館をいう。以下同じ。）の設置及び運営に係る事業（以下「関西パビリオン設置運営事業」という。）に要する経費に充てるため、2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、関西パビリオン設置運営事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 号議案

関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例制定の件
関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 5 日提出

関西広域連合長 仁 坂 吉 伸

関西広域連合条例第 号

関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例
関西広域連合事務局設置条例（平成22年関西広域連合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 規約第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事務のうち、令和 7 年に開催される国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）におけるパビリオン（国際博覧会において設けられる展示館をいう。以下同じ。）の設置及び運営に関する事務

第 2 条第 3 号中「第 3 号」の次に「(大阪・関西万博におけるパビリオンの設置及び運営に関する事務を除く。)」を加え、同条第 4 号中「第 4 号」の次に「(大阪・関西万博におけるパビリオンの設置及び運営に関する事務を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。